

7 人 第 1 5 1 8 号
令和 7 年 9 月 3 0 日

本庁各課（室）長
各出先機関の長
労働委員会事務局長 } 殿

総務部人事課長
（給与係）

「福岡県職員等の旅費に関する条例等の運用について」の一部改正
について（通知）

「福岡県職員等の旅費に関する条例等の運用について」（平成 14 年 6 月 11 日 14 人給第 19 号）の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

記

1 改正概要

外国旅行の旅費関係（福岡県職員等の旅費に関する条例第 29 条関係）

- （1）宿泊施設の選定にあたっては、宿泊費が宿泊費基準額の範囲内であることを原則とすること。
- （2）特別の事情により又は旅行の性質上、宿泊費基準額内で宿泊施設の選定ができない場合は、以下の要件を全て満たす場合に限り、知事と協議して定める旅費を支給できること。
 - ① 宿泊施設の選定要件について、事前に知事と協議していること
 - ② ①の選定要件に、「国等の職員の宿泊実績のある施設と同位の等級のものを提案する」ことが含まれていること
 - ③ 宿泊費基準額を提示し、2 以上の旅行代理店からそれぞれ 5 以上の宿泊施設の見積りを徴取すること
 - ④ 特別職の職員及び県議会議員についても一般職の職員と同位の等級の部屋に宿泊すること

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日

※ 改正後の「福岡県職員等の旅費に関する条例等の運用について」その他の参考資料は、行政コミュニケーションシステムのライブラリ（文書ライブラリー A 規定・様式－A B020 人事課－規定集－旅費）に掲載しています。

(参考)「福岡県職員等の旅費に関する条例等の運用について」

第29条(外国旅行の旅費)関係

外国旅行の旅費の支給に関しては、渡航雑費を除くほか、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。)、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「施行令」という。)及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。)を準用すること。

(1)宿泊費

省令別表第2の宿泊費基準額を上限に、現に支払った額を、領収書等を徴して支給すること。また、宿泊施設の選定にあたっては、以下の点を参考としつつ、宿泊費が宿泊費基準額の範囲内であることを原則とすること。

- ① 用務先まで、最も適当な移動手段による所要時間がおおむね30分以内であること。ただし、公務の性質及び内容並びに当該旅行における特別の事情を勘案し、旅行命令権者がやむを得ないと認める場合には、用務先までの適当な所要時間の範囲内とすることができる。
- ② 複数の旅行者が同一の宿泊施設で宿泊する必要がある場合には、当該旅行者分の部屋数の確保が可能であること。
- ③ 旅行を中止する、又は変更する可能性がある場合には、予約の取消し又は変更が可能な期間が設定されているプランであること。
- ④ 施設内に執務可能な事務机、無線 LAN(Wi-Fi)等の公務の円滑な運営上必要な設備が整えられていること。
- ⑤ 各部屋に施錠設備及びセーフティーボックスが設置されている、24 時間体制で防犯対策が行われている等の安全性が確保されている施設であること。
- ⑥ 周辺地域における治安情勢を考慮し、旅行者の安全に配慮した立地にあること。
- ⑦ 危険地域(外務省による危険情報がレベル2以上の地域)においては、⑤の防犯対策に加えて、旅行者の安全を確保するうえで必要な設備、対策等が講じられていること。
- ⑧ 施設の衛生面が確保されていることに加えて、冷蔵庫、アメニティ等の最低限の設備(現地の環境配慮の慣習及び法規制等を考慮し、個別に判断すること)が整えられていること。

(中略)

(6)宿泊費の増額調整

特別の事情により又は旅行の性質上、宿泊費基準額の範囲内で宿泊施設を選定できない場合は、以下の要件を全て満たす場合に限り、旅費条例第27条第2項に基づく知事と協議して定める旅費を支給することができる。ただし、会議等の主催者から宿泊施設を指定され、他の宿泊施設に宿泊する余地がない場合はこの限りではない。

- ① 旅行代理店に提示する宿泊施設の選定要件について、事前に知事と協議していること。
- ② ①の選定要件に、「国や近隣の県・政令指定都市職員の宿泊実績がある宿泊施設と同位の等級のものを提案する」が含まれていること。
- ③ 宿泊施設の選定に係る見積合わせを実施し、最も経済的な宿泊施設を選定していること。見積りの徴取に当たっては、事前に宿泊費基準額を提示した上で、2以上の旅行代理店からそれぞれ5以上の宿泊施設を提案させること。
- ④ 特別職の職員及び県議会議員についても、一般職の職員と同位の等級の部屋に宿泊すること。